

事業者の皆様へ

令和2年4月1日
改正健康増進法が全面施行！

飲食店・事務所をはじめ
すべての施設が対象！

施設・店舗ごとに 受動喫煙防止対策が必要になります

受動喫煙とは・・・

本人がたばこを吸っていないくても他の人が吸っているたばこから立ちのぼる煙(副流煙)やその人が吐き出す煙(呼出煙)を吸い込んでしまうことをいいます。煙にはニコチンやタールなどの有害物質が含まれ、たばこを吸っていない人にも影響を及ぼすことから、望まない受動喫煙をなくしていくために健康増進法が改正されました。



第1種施設(令和元年7月1日～)

対象となる施設

行政機関の庁舎、学校、病院・診療所、薬局、施術所、児童福祉施設など

(子どもや患者など、受動喫煙による健康被害を特に受けやすい方が主に利用する施設)

喫煙ルール(求められる対策)

原則、敷地内禁煙(※)

(※) 例外として屋外での特定屋外喫煙場所の設置が認められています。

<設置にあたって、必要な措置>

- ①喫煙場所をパーテーション等で区画
- ②喫煙場所である旨の標識を掲示
- ③利用者が通常立ち入らない場所に設置

施設・店舗ごとに喫煙ルールが定められています

第2種施設(令和2年4月1日～)

対象となる施設

飲食店、事務所、工場、ホテル・旅館、旅客運送事業船舶・鉄道など

※第1種施設と喫煙目的施設(スナック等)以外

喫煙ルール(求められる対策)

① 原則、屋内禁煙

例外として喫煙専用室の設置や、小規模な飲食店への経過措置が認められています。

屋外に喫煙場所を設置する、若しくは屋外分煙施設を設置する場合は、建物の入り口付近を避けた場所や人通りのない場所等、受動喫煙防止に配慮した設置をお願いいたします。

② 20歳未満は喫煙エリアへの立ち入りを禁止

③ 標識の掲示を義務付け

※詳しくは裏面をご覧ください。

施設を管理する方の責務

- 喫煙禁止場所に灰皿などの喫煙をするための器具や設備を設置しない。
- 施設内に喫煙室を設置する場合、喫煙できる場所の出入口及び施設の主な出入口に喫煙できる場所であることを標示する。
- 施設内に喫煙室を設置する場合、喫煙室の構造や設備をたばこの煙の流出を防止するための技術的基準へ適合させる。
(技術的基準:<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/point/>)
- 喫煙できる場所に20歳未満の者(従業員を含む)を立ち入らせない。
- 喫煙禁止場所で喫煙しているまたは喫煙しようとする者に対して、喫煙の中止又は当該喫煙禁止場所からの退出を求めるよう努める。

違反した場合、「指導」「勧告」「命令」の措置があり、改善が見られない場合は、50万円以下の罰則が適用されます。

ポイント
1

飲食店、事務所、工場、ホテル・旅館などの第2種施設は、原則屋内禁煙です。

※従業員ののみが使用するバックヤード等も対象です。

ポイント
2

喫煙エリアには、20歳未満の方は立ち入り禁止です。

20歳未満の方は、従業員や配送業者等であっても喫煙エリアに立ち入らせることはできません。



ポイント
3

標識を掲示してください。

喫煙室の出入口と施設の主な出入口付近の見やすい場所に標識を掲示してください。

(標識例)

標識の詳細は厚生労働省のホームページをご覧ください。
<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/sign/>

受動喫煙 標識 検索



(店舗等入口)



(専用室入口)

● 受動喫煙対策に関する支援 ●

財政支援

受動喫煙防止対策助成金

国では、中小企業主が受動喫煙防止対策を実施するために必要な経費のうち、一定の基準を満たす各種喫煙室等の設置などにかかる工事、設備費などの経費に対して助成を行っています。

●労働者災害補償保険適用事業主対象

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000049868.html>

申請窓口：雇用環境・均等部企画課又は雇用環境・均等室

※令和元年度の受付は終了しています。次年度になってからご確認願います。

●生活衛生関係営業者（一人親方）対象

<http://www.seiei.or.jp>

申請窓口：公益財団法人 全国生活衛生営業指導センター

※令和元年度の受付を行っていますのでご確認願います。

税制措置

特別償却又は税額控除制度

飲食店において設置する受動喫煙の防止のための各種喫煙室に係る器具備品及び建物附属設備をその対象とするものです。

2021年3月31日までに、認定経営革新等支援機関等（商工会議所等）による、経営改善に関する指導に基づいて、一定の要件を満たした経営改善設備の取得を行った場合に、取得価格の特別償却（30%）又は税額控除（7%）が適用されます。

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2015/150401zeisei.htm>

担当部署：中小企業庁

受動喫煙防止対策に係る相談支援

国では、受動喫煙防止対策に関する ①相談窓口 ②実施指導 ③説明会 ④講師派遣などを無料で行っています。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000049989.html>

担当部署：厚生労働省労働基準局安全衛生部環境改善室

具体的な問合せ先はホームページでご確認ください。

たばこ煙濃度等の測定機器の貸与

国では、職場環境の実態把握のため、デジタル粉じん計と風速計の無料貸出しを行っています。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000049996.html>

担当部署：厚生労働省労働基準局安全衛生部環境改善室

具体的な問合せ先はホームページでご確認ください。

その他の喫煙に関するルールやガイドライン

厚生労働省
「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」

厚生労働省が、受動喫煙防止対策の一層の推進を図るため策定・公開したものです。ガイドラインの趣旨をご理解いただき、受動喫煙の防止について、一層の推進をお願いします。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000524718.pdf>

内容に関するお問合せ先

受動喫煙対策に係るコールセンター

TEL 03-5539-0303

(受付時間) 月～金9時30分から18時15分(祝日を除く)

職場での受動喫煙防止対策に係る総合支援窓口
一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会

TEL 050-3537-0777

(受付時間) 月～金9時から12時、13時から17時(祝日を除く)

滝上町保健福祉課健康推進係

TEL 0158-29-2111

(受付時間) 月～金8時30分から17時15分(祝日、年末年始を除く)